

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）

に対する市民意見公募の結果について

印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）についてのご意見を募集させていただいたところ、貴重なご意見をいただくことができました。

なお、お寄せいただきましたご意見とそのご意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

案 件	印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）		
募集期間	平成30年1月5日（金）から1月18日（木）まで		
意見の提出	18件（3人）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	8件
	既記載	既に案に取り込んでいるもの	0件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	1件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	9件

意見	意見の概要	市の考え方
①	<p>標題</p> <p>・ 標題（印西市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン）は、要綱（印西市防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱（平成19年9月27日告示第142号））と同様な標題であるためか、一見すると、「市」の設置した防犯カメラを対象としてのガイドラインと解釈されるのでは、と懸念されることから、「2定義」との関連からも例えば『「公道等」に関する防犯カメラ』等のように具体的に表記すべきである。</p>	<p>意見①の取扱い【その他】 原文のとおりとします。</p>
②	<p>2定義</p> <p>・ 「専ら犯罪の予防を目的として～」とあるのみで『設置者』の規定が明確でなく、告示第142号「要綱」では『市』が設置者と明示してあることから、ここでも『市・個人・事業所・地域団体・PTA・その他』等を明記すべきである。</p>	<p>意見②の取扱い【その他】 原文のとおりとします。</p>
③	<p>・ 後日策定されるのであろうが、市民としては最も関心のある事柄の「補助金要綱」を予め案内しておくべきである。</p>	<p>意見③の取扱い【その他】 要綱が出来上がりましたら周知をいたします。</p>
	<p>「2定義」には対象となる防犯カメラは、専ら犯罪の予防を目的、「公道等」、常設される、映像の記録の機能を有するに限定されている。</p> <p>しかし、より効果的効率的な運用のためには、この範囲を超えることが望ましく、以下（1～4）の点について再考いただきたい。</p>	
④	<p>1. 費用対効果を考慮し、主に事故防止や防火・防災等を目的に設置される監視カメラであっても犯罪を防止する目的を併せもつものは、対象とする。</p>	<p>意見④の取扱い【その他】 原文のとおりとします。</p>
⑤	<p>2. 不特定多数の人が利用する公共の場とすれば、夜になると人通りが少なくなる場所での防犯とプライバシー保護の調和を踏まえた監視カメラの設置が可能になる。</p>	<p>意見⑤の取扱い【その他】 原文のとおりとします。</p>

<p>⑥</p>	<p>3. 今後は、移動式監視カメラを利用する機会（不審者の通報時など）も出てくる。 その際の設置運用ルールも本ガイドラインに基づくことが望ましい。</p>	<p>意見⑥の取扱い【参考】 今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>⑦</p>	<p>4. 記録機能のないものであっても通信機能がある場合には、より厳重なセキュリティ対策が必要と ウイルス対策やパスワード設定なども必要となる。</p>	<p>意見⑦の取扱い【修正】 ご意見の内容を踏まえ、以下を追加します。 (4) 画像の保存・取扱いについて カ 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、または無線を利用して運用をする場合は、ウイルス対策ソフトウェアを使用する、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置を講じてください。</p>
<p>⑧</p>	<p>3 防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項 (3) 管理責任者、取扱担当者の指定について ・「～を指定します」を「～を指定してください」とすべきである。</p>	<p>意見⑧の取扱い【修正】 「～を指定してください」とします。</p>
<p>⑨</p>	<p>・「必要に応じて」とあるが具体的な状況を記述すべきである。</p>	<p>意見⑨の取扱い【その他】 原文のとおりとします。 なお、具体的な状況としては、管理責任者が自ら防犯カメラ及び録画装置の操作をすることができない場合又は操作をしない場合と考えております。</p>
<p>⑩</p>	<p>(4) 画像の保存・取扱いについて ・(4) 画像の保存・取扱いには、「画像の・・・加工・・・を禁止」とある。しかし、防犯のためには顔認識システムなどを導入したほうが効果が上がることもあり、「設置目的以外での画像加工を禁止」としたほうが、効果的ではないか。</p>	<p>意見⑩の取扱い【その他】 原文のとおりとします。</p>
<p>⑪</p>	<p>・「講ずることにします」は、「講じてください」とすべきである。</p>	<p>意見⑪の取扱い【修正】 「講じてください」とします。</p>
<p>⑫</p>	<p>・小項目のイ.エ.オについては、「～すること」と全体として統一すべきである。</p>	<p>意見⑫の取扱い【修正】 ご意見の内容を踏まえ、「～すること」とします。</p>

<p>⑬</p> <p>⑭</p>	<p>(6) 画像の利用、提供の制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「この限りではない」は、「この限りではありません」にすべきである。 ・小項目アの「法令」については、イとの相違を理解するためにも、具体的に示すべきである。 	<p>意見⑬の取扱い【修正】</p> <p>「この限りではありません」とします。</p> <p>意見⑭の取扱い【その他】</p> <p>原文のとおりとします。</p> <p>なお、「法令」の具体例としましては、裁判官が発行する令状、裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第 223 条第 1 項）、検察官又は裁判所もしくは裁判官からの照会（刑事訴訟法第 507 条）などが考えられます。</p>
<p>⑮</p>	<p>(7) 苦情等の処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～しなければなりません」は、「～してください」とすべきである。 	<p>意見⑮の取扱い【修正】</p> <p>「～してください」とします。</p>
<p>⑯</p>	<p>(8) 保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行って下さい」は「行ってください」とすべきである。 	<p>意見⑯の取扱い【修正】</p> <p>「行ってください」とします。</p>
<p>⑰</p>	<p>5 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「～を行うこととします」は、「行ってください」にすべきである。 	<p>意見⑰の取扱い【修正】</p> <p>「行ってください」とします。</p>
<p>⑱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、都市化や格差社会の進行により建前主義・現業蔑視・そんたくが蔓延り日本人のよい面が失われつつある世の中に変わり、防犯カメラの設置によって犯罪抑止への牽制効果が望まれるのは時代の流れであろう。当市で防犯カメラが国・県・市道の要所に設置されていることが世に広く PR されれば、他地から侵入して犯罪を行なおうとする奴等人の牽制となる。ガイドライン（案）に記してあるように、昔、自由民権運動を潰し、軍部台頭の全体主義を弱長した民主主義を崩す手段に使ってはならない。運用は公正さを期す。 	<p>意見⑱の取扱い【その他】</p> <p>防犯カメラの設置者に対し、ガイドラインに沿った防犯カメラの適切な管理・運用を行うよう説明し、ガイドラインの周知に努めてまいります。</p>